

都市山麓グリーンベルト

～安全で緑豊かなまちづくり～

都市山麓グリーンベルト整備事業は、都市域の土砂災害に対する安全性を高め、豊かな都市環境と景観を創出することを目的に、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯を形成する制度です。

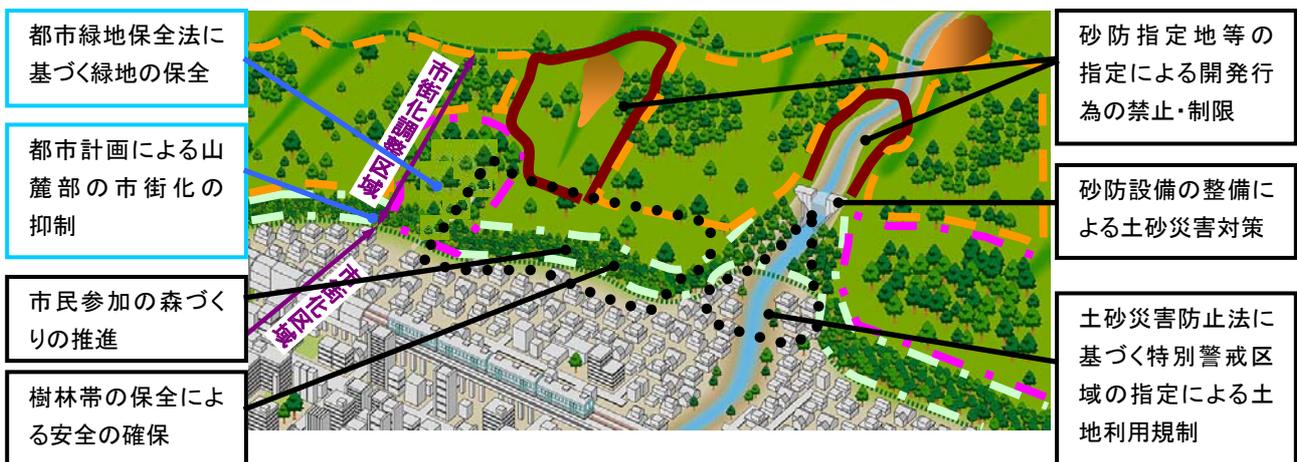
グリーンベルトの整備により、市街地周辺の無秩序な市街地を防止するとともに、都市周辺に広がる緑のビオトープ空間（多様な動植物の生息生育空間）の創出に寄与します。

○ 樹林・緑地の保全による土砂災害の回避

砂防関係法令、都市緑地保全法等によりグリーンベルトを保全するための規制策を実施し、土地利用を適正に誘導することで、壊滅的な土砂を未然に防ぎます。

○ 植林・緑化等による安全で緑豊かなまちづくり

砂防樹林帯の整備、公園事業等による緑化・植樹を推進し、都市域の安全性の向上と緑豊かで潤いのある環境づくりを図ります。



本事業は、以下の要領により実施します。

① 要望の受付

都道府県を通じて都市山麓グリーンベルトの対象都市域の要望を受付けますので、土砂災害に対して安全なまちづくりに関する基本方針等を作成し、都道府県に申請してください。複数の市町村が共同していただいても結構です。

② 整備構想の算定

採択の通知を受け都道府県等が設置する、学識者・関係行政機関からなる委員会の一員として、事業の対象区域等に関する整備構想に対する意見を提出して頂きます。

③ 整備計画の策定と事業の実施

国・都道府県は整備構想にもとづく関係機関との調査結果を踏まえ、具体的な整備計画を策定し、関係する各種法指定と整備事業を実施します。